平成24年度第2回

大阪府都市計画公聴会 速記録

「南部大阪都市計画道路の変更」について

- 1 と き 平成24年10月26日(金)
 - 午前10時開会~午前10時25分閉会
- 2 と こ ろ 大阪府新別館北館多目的ホール
 - 大阪市中央区大手前3丁目1番43号
- 3 対象市町村 河内長野市
- 4 出 席 者
 - (1) 議長 大阪府都市整備部総合計画課 参事 山田俊英
 - (2) 公述聴取者 行政関係者、住民等
 - (3) 公述人

1人

「開会]

【司会(山本補佐)】 皆さんおはようございます。お待たせいたしました。 只今から、平成24年度第2回の大阪府都市計画公聴会を開催いたします。私 は、司会を務めます総合計画課の山本と申します。よろしくお願いします。

公聴会の開会にあたりまして、お願いがございます。まず、携帯をお持ちの 方は、電源を切っていただくか、マナーモードの設定をよろしくお願いいたし ます。なお、この建物は禁煙となっておりますので、ご協力をよろしくお願い いたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。本日の進行につきましては、 大阪府都市整備部総合計画課参事の山田が議長として担当いたしますので、よ ろしくお願いいたします。

「公聴会に関する説明]

【議長(山田参事)】 本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、 誠にありがとうございます。私は本日の議長を務めさせていただきます総合計 画課参事の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の開始にあたりまして、公聴会の趣旨及び都市計画の手続きについてご説明申し上げます。本日、公述の対象となる都市計画の案につきましては、大阪府が関係機関と協議を重ねながら作成したものでございます。これらの原案を基にご意見をお伺いして都市計画の案を作成するため、都市計画法第16条の規定に基づいて公聴会を開催することとしております。本日は、去る10月1日から10月15日までの公述申出期間内に、あらかじめ公述の申出をいただいた1名の方にご意見を述べていただきます。

次に、公聴会の進行について説明いたします。お手元の資料をご覧ください。 最初に、今回公述の申出がありました1件の都市計画の原案の概要につきまして、総合計画課の担当からご説明いたします。この説明が終わりましたら、都市計画の原案についての公述を行っていただきます。公述に際しましては、私が公述をしていただく方の番号をお呼びいたしますので、呼ばれましたら、こ ちらの壇上の公述席まで来ていただき、公述していただきますようお願いいた します。

公述の内容につきましては、公述の申出のときにご提出いただきました要旨 に従っていただきますようお願いいたします。公述の申出をしていただいた都 市計画の案に関係のない内容については、公述ができませんので念のため申し 添えます。

公述を行う時間につきましては、すでに通知しておりますとおり、今回は3 0分以内にさせていただきますので、時間厳守でよろしくお願いいたします。 終了の5分前になりましたらベルを1回鳴らします。終了時間になりましたら ベルを2回鳴らしますので、速やかに公述を終了していただき、元の席にお戻 りいただきますようお願いいたします。

最後に、公述人ほか、ご来場の皆様にお願い申し上げます。本日の公聴会は、 ご意見を述べていただく場であり、質疑応答を行う場ではございません。法令 の規定により、あらかじめ公述の申出をいただいた方のみに公述をしていただ くことになっております。皆様方には、声を出したり拍手をしたりするなどの 行為は謹んでいただきますよう、くれぐれもお願い申し上げます。もし、公聴 会の秩序や進行を乱すような発言あるいは行為などがありました場合には、大 阪府都市計画公聴会規則第12条に基づき、この会場から退場していただく場 合もございますので、ご注意願います。

それでは、公述に先立ち、本日の公述の対象となる都市計画の原案につきまして、総合計画課の担当から概要を説明させます。

[都市計画の案についての説明]

【事務局(山野補佐)】 それでは、南部大阪都市計画道路の3・6・216-20号長野富田林線の廃止素案の概要についてご説明させていただきます。私は、大阪府都市整備総合計画課施設計画グループ長の山野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

まず、大阪府が現在進めております都市計画道路の見直しについてご説明させていただきます。本府では、今後予測される本格的な人口減少などの社会経

済情勢の変化を踏まえ、より一層効率的な都市のマネジメントを行っていく必要があると考えております。そのためには、将来の過度な財政上の負担を生じさせない、また、民間の土地利用に長期の権利制限を課さない、といった視点から都市計画道路の見直しを行うことが重要であると考え、都市計画決定後、事業着手されていないすべての都市計画道路について、交通処理機能や交通安全機能、防災機能などの都市計画の必要性に加え、30年程度の期間内に事業着手できるか否か等、事業実施の実現性といった観点から評価する「都市計画道路見直しの基本方針」を昨年3月に策定しております。今回の変更素案は、この基本方針に基づいて評価を行ったものでございます。

それでは、今回廃止を予定しております都市計画道路長野富田林線についてご説明をさせていただきます。本路線は、河内長野市域において、近鉄長野線汐ノ宮駅付近から河内長野駅付近まで(旧)国道170号と重複し、昭和31年4月に計画延長約1,940メートル、幅員11メートル、2車線で都市計画決定され、全区間が未整備のものでございます。今回、都市計画道路長野富田林線について、「都市計画道路見直しの基本方針」に基づいて評価を行った結果、重複する(旧)国道170号において、都市計画で定められた2車線が確保されていることから、交通処理機能の必要性は低いものと考えております。

また、歩道が未整備の区間もあり、交通安全機能の必要性はありますが、都市計画幅員8メートル及び11メートルであり、今後都市計画事業による拡幅を予定しておらず、すでに沿道には住宅や工場が建ち並んでいることなどから、事業の実現性は低いものと考えております。このため、長野富田林線の全区間について、都市計画を廃止しようとするものでございます。以上が、今回の都市計画変更素案の概要でございます。

[公述人による公述]

【議長(山田参事)】 概要の説明は以上でございます。それでは、ただ今から公述を始めていただきます。番号「1番」の方は、壇上の公述人席までお越しください。それでは、公述をよろしくお願いいたします。

(公述人登壇)

【公述人】 おはようございます。私は、Aと申します。今日は、私のためにこのような時間を与えていただきましたことを大変ありがたく思っております。また、私1人のために、これだけの労力、コストをかけていただいて、非常に恐縮しております。

冒頭に、何かこの機会を生かしていただくようにお願いしたいと思っております。それでは、公述書に基づいて意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほどご説明がありました、長野富田林線の全線廃止ということを前回、案内をもらって説明会でお聞きして、本当に、寝耳に水のように感じました。

すなわち、昭和31年に制定されて、今日まで50年以上、半世紀経過しているわけです。その間、道路の拡幅を楽しみにしながら亡くなられた方がたくさんいらっしゃいます。規制のために、世の中の進歩から取り残されて、そのまま放置されるとなると、危険と同居する関係住民、路線利用者の無念さは計り知れないものがあろうかと、私は推測いたします。

まず、全線廃止の案に対して、理由はあとで申し述べますが、要望として、一部の見直しをやっていただきたい。それは交通安全、防災機能面から、先ほど汐ノ宮までの1,940メートルとありましたが、その約3分の1弱になろうかと思いますけれども、河内長野一向野バイパス間の歩道の確保・新設を要請したい。

用地確保が困難なお話が出ておりましたが、その場合は、側溝を覆うことができます。また、一部電柱の地中化を図れば可能です。一部ですよ。これこそ、言われている選択と集中によるインフラの整備になろうかと、私は考えます。

全く南部大阪は取り残されております。そんな中で、関係住民は歩道がないために安心して歩けない状態がずっと続いております。実は、私の母がこの説明会の開催前の8月末に102歳で亡くなりました。90歳のときに、駅まで出るときに自転車とすれ違った際、倒れて骨折しました。これは幅が狭くて段差があるためです。これから高齢化が進めば、ますますこのような事態が増えていくと思います。

今回の見直しの背景として、先ほどもご説明がありましたが、一般的な要因

として前回も説明を聞いているかと思いますけれども、まず、「人口増加から人口減少社会へ」、2番目は、それに伴う「交通量の減少」、そして、「公共投資の制約」です。

また、見直しの意義として、「今日とは時代背景が大きく異なり、その意義を 失っている」。この意味がよく分からないですけれども。もう一つ、「幅員等現 在の道路規格に適合しない」と、5つの要因が挙げられています。

当該長野富田林線については、先ほどの5つの背景・意義のうち、最後の幅 員等現在の道路規格に適合しないこと以外は全く計画道路廃止の事由とはなら ないと、私は考えます。

特に、公述申出書にも明記しております①、②の人口減少、交通量の減少です。都市計画は31年に制定されて、昭和47年以降の周辺団地、大師町・日東町・清見台・美加の台・小吹台、それから近くの向野マンション、アメニティと言っていますが、こういった大規模な団地が開発されました。加えて関西空港の開港、それから、団地と外環を結ぶ向野バイパスが開通したことにより迂回車が非常に増えております。

さらに、沿線企業の業容拡大があります。1つの企業があるのですが、私が中学生の頃から比べると業容が倍になっています。本社、工場も増築されています。人員が増えています。出入りの車が同時に増えています。大型車も増えています。そういった人口増、交通量は特に、向野バイパスと河内長野駅前間は非常に多くなっています。

そんな状況から、先ほどもちょっと触れましたけれども、当該地は河内長野市の中心市街地であり、南海・近鉄河内長野駅前を経由する幹線道路であるにもかかわらず、幅員が狭く、歩道もありません。

したがって、従来からバスやトラック等大型車の行き違いに際しては、先ほどの母の例でもお話しましたように、歩行者が足の踏み場に苦労する状況下にあります。まして、乳母車や車椅子の通行は困難を極めているのが現状です。

説明の中には高齢化が進むから、生産人口が減るから交通量は減るというご 説明もありますが、交通安全面の危険度は、日増しに増加しているのが現状だ と思っております。

そのため、道路沿いの駅前から向野バイパス付近が特にそうですけれども、

道路沿いの事業者、住民の移転あるいは撤退が相次ぎまして、その空き地が駐車場化されてきています。それとともに、車の出入りが増え、危険がますます増える一方で、街並みの汚れとか活気が失われてきて、河内長野市の中心市街地の活気が失われている大きな1つの原因になっていると思います。

これは河内長野駅前から310号線につながる道路との関係もあるのですが、 とにかく、従来からこの辺りの交通渋滞、危険さ、道路の狭さによる危険度が 心配されているところであります。

そういうことで、少なくとも全線の廃止はやむを得ないと思いますが、一番 交通量が多く危険度の高い、河内長野駅前から向野バイパス間、約3分の1に なりますが、この間の現場を再調査していただいて、都市計画の原点に立って 交通安全、防災機能面から近代都市の街づくりの最低必須事項として、当該地 区の歩道の確保・新設を要請いたします。

公述は以上でございますが、公述に準じて質問的なことをさせていただいて もよろしいでしょうか。

【議長】 先ほど申しましたように、ご意見を述べていただく場でございますので、質疑は、この公聴会ではできないという規則になっております。

したがいまして、ご意見ということで、公述いただくことは結構ですので、 よろしくお願いします。

【公述人】 それでは、意見として述べさせていただきます。何らかの機会でご回答いただければありがたいと思います。

そもそも計画といいますのは、決定には目的があるわけですよね。それに沿ってプランが立てられ、実行し、検証されるべきと思考いたします。

計画決定が昭和31年になされ、実施予定時期がその間に決められていると 思いますが、今日までのプロセスについて、あるいは計画の目的、内容、実行 の検討、それから、不可と判断に至ったこの路線に関する具体的な理由をお聞 きしたい。

それから、計画道路の変更案に関する市民説明会に関して、向野のマンション、アメニティの方々に周知されていたかどうか。たぶん、入居する段階で、

ここは都市計画道路になって、道路の幅が広くなるから歩きやすくなりますよ という説明を受けているはずです。そういったことも心配です。

以上でございますが、私が述べさせていただいたことに対するご意見・ご回答を併せてお願いできればと思います。以上でございます。ありがとうございました。

[今後の手続きについての説明]

【議長】 ありがとうございました。以上で、公述の申し出がございました公述人の発言はすべて終了いたしました。

なお、今後の手続きについてご説明申し上げます。まず、この公聴会で公述していただいた内容は、速記により記録としてとりまとめます。そして、本日の公述内容を踏まえたうえで、再度、関係機関との協議・調整を行い、都市計画法第17条に基づく縦覧を行うための都市計画の案を作成いたします。都市計画の案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する大阪府の考え方を公開し、大阪府のホームページにも掲載することとしております。この縦覧は都市計画法により2週間行うことが定められており、この縦覧期間中に、関係市町村の住民及び利害関係人は、大阪府に対し都市計画の案に対する意見書を提出することができます。

この縦覧の手続きを経た後、都市計画の案を大阪府都市計画審議会に付議することになりますが、その際におきましても、本日の公聴会の速記録とそれに対する大阪府の考え方を資料として提出いたします。また、縦覧期間中に都市計画の案に対する意見書が提出された場合は、その要旨もあわせて審議会の資料として提出することになります。この都市計画審議会の議事を経て、都市計画の案が承認された後、都市計画が正式に決定されることになりますので、よろしくお願いいたします。

[閉会]

【議長】 本日はお忙しいところ、貴重なご意見をお聴かせいただき、あ

りがとうございました。また、会場の皆様方には都市計画公聴会へお越しいた だき、ありがとうございました。これをもちまして、平成24年度第2回大阪 府都市計画公聴会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。